



報道機関 各位

## 【新型コロナウイルス感染症関連情報】

### 5月8日以降の市公共施設の利用等について

市では、令和5年5月1日開催の東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定に基づき、市公共施設の利用については、下記の通りといたします。

**【対象期間】**令和5年5月8日(月)から

**【対応方針】**

業種別ガイドラインの廃止により、各公共施設等における基本的感染対策(手指消毒、アクリル板設置等)は、国からの感染症法に基づく情報提供等を踏まえ各所管において判断することとします。